



# 鳥取県公報

平成 23 年 5 月 27 日 (金)  
第 8 2 9 7 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (2 件) (317・318) (経済通商総室) . . . . . 2
	農林総合研究所畜産試験場における生産品の物品売払代金の収納事務の委託 (319) (農林総合研究所畜産試験場) . . . . . 4
	農林総合研究所畜産試験場における牛の物品売払代金の収納事務の委託 (320) (〃) . . . 4
	農林総合研究所中小家畜試験場における豚の物品売払代金の収納事務の委託 (321) (農林総合研究所中小家畜試験場) . . . . . 4
	遊漁規則の変更の認可 (322) (水産課) . . . . . 5
◇ 内水面漁 管委告示	あゆの採捕の禁止 (4) . . . . . 6
	水産動物の採捕の禁止に関する指示 (5) . . . . . 6
◇ 公 告	鳥取県個人情報保護条例の運用状況 (県民課) . . . . . 7
	鳥取県情報公開条例の運用状況 (〃) . . . . . 8
	平成23年度毒物劇物取扱者試験の実施 (医療指導課) . . . . . 9

# 告 示

## 鳥取県告示第317号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成23年5月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム鳥取店F Cウシオ

鳥取市古海509、509-1、510-1、511-1、514-1、514-3、515-1、518-1、519、520-1、520-2、520-3、521-1、521-2、522、572、573、574、575、576、577、578、579-1、579-2、581-1、582-1、582-7、583-1、587-1、589-1、590、593、594-1及び594-2並びに徳尾182-1

### 2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前 鳥取市二階町一丁目218 株式会社ウシオ 代表取締役 潮 巽市

山口県山口市宮島町9-8 株式会社山ロイエローハット 代表取締役 近松 昭宏

米子市東福原六丁目12-40 株式会社サンマート和光 代表取締役 梅林 哲朗

米子市東福原六丁目12-40 丸美惣菜株式会社 代表取締役 井田 昭雄

米子市東福原六丁目12-40 有限会社リビングストアー 代表取締役 梅林 英之

鳥取市今町一丁目101 有限会社あみはま薬局 代表取締役 網濱 博

米子市両三柳2366-4 松川商事株式会社 代表取締役 松川 俊友

変更後 鳥取市二階町一丁目218 株式会社ウシオ 代表取締役 潮 巽市

山口県山口市宮島町9-8 株式会社山ロイエローハット 代表取締役 近松 昭宏

鳥取市湖山町東二丁目133 株式会社サンマート 代表取締役 岩崎 陽一

鳥取市今町一丁目101 有限会社あみはま薬局 代表取締役 網濱 博

米子市両三柳2366-4 松川商事株式会社 代表取締役 松川 俊友

### 3 変更年月日

平成23年4月10日

### 4 変更する理由

小売業者の変更による。

### 5 届出年月日

平成23年5月6日

### 6 縦覧に供する書類

大規模小売店舗を設置している者の変更届出書

### 7 縦覧に供する期間

平成23年5月27日から4月間

### 8 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部総合事務所県民局

鳥取市尚徳町116 鳥取市経済観光部経済戦略課

### 9 意見書の提出

鳥取市の区域内に居住する者、鳥取市において事業活動を行う者、鳥取市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の鳥取市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

### 鳥取県告示第318号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成23年5月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
けんこうらんどショッピングタウン  
鳥取市大杵45-1
- 2 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗の設置者の住所  
変更前 株式会社日本海リッチランド 代表取締役 吉岡 利固 鳥取市吉方温泉町一丁目561  
変更後 株式会社日本海リッチランド 代表取締役 吉岡 利固 鳥取市吉成二丁目14-21
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
変更前 米子市東福原六丁目12-40 株式会社三幸 代表取締役 梅林 哲朗  
福岡県北九州市門司区大金町6-28 東洋食品株式会社 代表取締役社長 岡野 正則  
兵庫県姫路市御国野町国分寺391 岡野食品産業株式会社 代表取締役社長 岡野 直一  
変更後 鳥取市湖山町東二丁目133 株式会社サンマート 代表取締役 岩崎 陽一
- 3 変更年月日  
平成23年4月20日
- 4 変更する理由  
大規模小売店舗の設置者の住所及び小売業者の変更による。
- 5 届出年月日  
平成23年4月28日
- 6 縦覧に供する書類  
大規模小売店舗を設置している者の変更届出書
- 7 縦覧に供する期間  
平成23年5月27日から4月間
- 8 縦覧に供する場所  
鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室  
鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部総合事務所県民局  
鳥取市尚徳町116 鳥取市経済観光部経済戦略課
- 9 意見書の提出  
鳥取市の区域内に居住する者、鳥取市において事業活動を行う者、鳥取市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の鳥取市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

**鳥取県告示第319号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、農林総合研究所畜産試験場における生産品の物品売払代金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年5月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手  
全国農業協同組合連合会鳥取県本部  
大山乳業農業協同組合  
鳥取県家畜改良協会
- 2 委託期間  
平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

**鳥取県告示第320号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、農林総合研究所畜産試験場における牛の物品売払代金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年5月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手  
J A全農ミートフーズ株式会社西日本営業本部  
鳥取いなば農業協同組合  
全国農業協同組合連合会鳥取県本部
- 2 委託期間  
平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

**鳥取県告示第321号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、農林総合研究所中小家畜試験場における豚の物品売払代金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年5月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手  
J A全農ミートフーズ株式会社西日本営業本部
- 2 委託期間  
平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

鳥取県告示第322号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定に基づき、遊漁規則の変更の認可をしたので、同条第7項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年5月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 漁業権者の名称及び住所

千代川漁業協同組合  
鳥取市河原町長瀬34-5

2 漁業権の免許番号

共同漁業権内共第1号

3 認可に係る変更の内容

千代川漁業協同組合内共第1号第五種共同漁業権遊漁規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前																				
<p>(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)</p> <p>第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に遊漁料を納付することにより、承認を受けなければならない。ただし、<u>小学校、中学校に在学中の者、県内に住所を有する高校生及び組合の承認を受けた行事に参加する者</u>については、この限りでない。</p> <p>(禁止区域)</p> <p>第5条 前条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ同表の右欄に掲げる期間内は、遊漁を行ってはならない。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">禁止区域</th> <th style="text-align: center;">禁止期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>八頭郡智頭町大字市瀬<u>鳥巢</u>のかんがい用えん堤上流端から上流10メートル、下流50メートルの区域</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>八頭郡智頭町大字市瀬のかんがい用えん堤(<u>関屋堰</u>)上流端から上流10メートル、下流40メートルの区域</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第7条 略</p>	禁止区域	禁止期間	八頭郡智頭町大字市瀬 <u>鳥巢</u> のかんがい用えん堤上流端から上流10メートル、下流50メートルの区域	1月1日から 12月31日まで	八頭郡智頭町大字市瀬のかんがい用えん堤( <u>関屋堰</u> )上流端から上流10メートル、下流40メートルの区域		略		略		<p>(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)</p> <p>第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に遊漁料を納付することにより、承認を受けなければならない。ただし、<u>児童(12歳に満たない者をいう。以下同じ。)</u>及び組合の承認を受けた行事に参加する者については、この限りでない。</p> <p>(禁止区域)</p> <p>第5条 前条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ同表の右欄に掲げる期間内は、遊漁を行ってはならない。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">禁止区域</th> <th style="text-align: center;">禁止期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>八頭郡智頭町大字市瀬<u>鳥巢</u>のかんがい用えん堤上流端から上流10メートル、下流50メートルの区域</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>八頭郡智頭町大字市瀬<u>関屋</u>のかんがい用えん堤上流端から上流10メートル、下流40メートルの区域</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第7条 略</p>	禁止区域	禁止期間	八頭郡智頭町大字市瀬 <u>鳥巢</u> のかんがい用えん堤上流端から上流10メートル、下流50メートルの区域	1月1日から 12月31日まで	八頭郡智頭町大字市瀬 <u>関屋</u> のかんがい用えん堤上流端から上流10メートル、下流40メートルの区域		略		略	
禁止区域	禁止期間																				
八頭郡智頭町大字市瀬 <u>鳥巢</u> のかんがい用えん堤上流端から上流10メートル、下流50メートルの区域	1月1日から 12月31日まで																				
八頭郡智頭町大字市瀬のかんがい用えん堤( <u>関屋堰</u> )上流端から上流10メートル、下流40メートルの区域																					
略																					
略																					
禁止区域	禁止期間																				
八頭郡智頭町大字市瀬 <u>鳥巢</u> のかんがい用えん堤上流端から上流10メートル、下流50メートルの区域	1月1日から 12月31日まで																				
八頭郡智頭町大字市瀬 <u>関屋</u> のかんがい用えん堤上流端から上流10メートル、下流40メートルの区域																					
略																					
略																					

<p>2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者がさお釣り等による遊漁をする場合の遊漁料は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th style="width: 50%;">遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70歳以上の者（県内に住所を有する者に限る。）</td> <td>年間 3,000円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3～11 略</p>	区分	遊漁料	70歳以上の者（県内に住所を有する者に限る。）	年間 3,000円	略		<p>2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者がさお釣り等による遊漁をする場合の遊漁料は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th style="width: 50%;">遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中学生</td> <td>年間 1,000円</td> </tr> <tr> <td>高校生（県内に住所を有する者に限る。）及び70歳以上の者（県内に住所を有する者に限る。）</td> <td>年間 3,000円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3～11 略</p>	区分	遊漁料	中学生	年間 1,000円	高校生（県内に住所を有する者に限る。）及び70歳以上の者（県内に住所を有する者に限る。）	年間 3,000円	略	
区分	遊漁料														
70歳以上の者（県内に住所を有する者に限る。）	年間 3,000円														
略															
区分	遊漁料														
中学生	年間 1,000円														
高校生（県内に住所を有する者に限る。）及び70歳以上の者（県内に住所を有する者に限る。）	年間 3,000円														
略															

4 変更後の遊漁規則の施行の日  
平成23年5月27日

## 内水面漁場管理委員会告示

### 鳥取県内水面漁場管理委員会告示第4号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、あゆの繁殖保護を図るため、その採捕を次のとおり禁止する。

平成23年5月27日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 仲 曾 真 由 美

採捕を禁止する河川	禁止する漁法	禁止する期間	
1 千代川水系に係る河川	八頭郡若桜町大字若桜における中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流の区域、同郡智頭町大字市瀬における中国電力株式会社設置の新市瀬橋上流端から上流の区域及び鳥取市用瀬町古用瀬における梅ヶ瀬橋上流端から上流の区域	さお釣（引懸（ゾロ）を含む。）	平成23年6月1日から同月14日まで
		投網	平成23年6月1日から同月30日まで
	上記以外の区域	さお釣（引懸（ゾロ）に限る。）	平成23年6月1日から同月14日まで
	投網	平成23年6月1日から同月30日まで	
2 加勢蛇川（東伯郡琴浦町大字野井倉266地先えん堤から下流の区域）	投網	平成23年6月1日から同月30日まで	
3 勝田川（東伯郡琴浦町大字佐崎154-1地先佐崎橋から下流の区域）	投網	平成23年6月1日から同月30日まで	

### 鳥取県内水面漁場管理委員会告示第5号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、水産動物の繁殖保護を図るため、その採捕について次のとおり指示する。

平成23年5月27日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 仲 曾 真 由 美

## 1 指示内容

鳥取市円通寺における円通寺橋上流端から上流240メートルの地点と上流535メートルの地点の間の千代川の区域では、水産動物を採捕してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 鳥取県内水面漁業調整規則（昭和40年鳥取県規則第47号）第38条第1項の規定により、鳥取県知事の許可を受けた場合
- (2) 鳥取県内水面漁場管理委員会が特に理由を認め、採捕を承認した場合

## 2 指示期間

平成23年6月1日から平成24年5月31日まで

## 公 告

鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第39条の規定により、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間の各実施機関における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成23年5月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 個人情報の開示請求書による開示請求の件数及び処理状況

(件)

実施機関	開示請求件数	処理状況				
		全部開示	部分開示	非開示	不存在	取下げ
知事（知事部局）	14	11	1	0	0	2
知事（企業局）	0	0	0	0	0	0
教育委員会	28	28	0	0	0	0
公安委員会	1	0	1	0	0	0
警察本部長	6	0	5	1	0	0
選挙管理委員会	1	0	1	0	0	0
人事委員会	2	2	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0
労働委員会	0	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0
病院事業管理者	2	1	1	0	0	0
地方独立行政法人鳥取県産業技術センター	0	0	0	0	0	0
合 計	54	42	9	1	0	2

## 2 個人情報の口頭による開示請求の件数

(件)

実 施 機 関	開示請求の件数
知事（知事部局）	268
知事（企業局）	0
教育委員会	1,781
警察本部長	303
人事委員会	456
病院事業管理者	24
合 計	2,832

(注)「口頭による開示請求」とは、実施機関があらかじめ定めた個人情報について、口頭で開示請求をすることができるものであり、請求により全部開示を行った。

なお、現在口頭による開示請求を行うことができる個人情報を定めているのは、上記の5実施機関（知事（知事部局及び企業局）、教育委員会、警察本部長、人事委員会及び病院事業管理者）のみである。

## 3 個人情報訂正請求の件数及び処理状況

請求なし

## 4 個人情報是正の申出及び是正の再申出の件数

申出なし

## 5 不服申立ての件数及び処理状況

申立てなし

鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号。以下「条例」という。）第41条の規定により、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間の各実施機関における条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成23年5月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 公文書開示請求の件数及び処理状況

(件)

請求件数	処 理 状 況						
	開 示	部分開示	非開示	取下げ	不存在	存否応答 拒否	処理中
273	212	44	1	13	9	0	0

(注1) 「公文書開示請求」とは、条例第6条に規定する公文書の開示請求をいう。以下同じ。

(注2) 請求件数と処理状況欄の件数の合計が異なるのは、1件の請求に対して2つ以上の開示決定等を行ったものがあるからである。

## 2 公文書開示請求の実施機関別内訳

(件)

実 施 機 関	公文書開示請求
統轄監	2
防災局	0
総務部	14
企画部	4



知事（知事部局）	文化観光局	0
	福祉保健部	14
	生活環境部	32
	商工労働部	0
	農林水産部	17
	県土整備部	8
	行政監察監	9
	会計管理者	0
	東部総合事務所	56
	八頭総合事務所	0
	中部総合事務所	25
	西部総合事務所	17
	日野総合事務所	1
小 計	199	
知事（企業局）	0	
教育委員会	38	
公安委員会	0	
警察本部長	21	
選挙管理委員会	11	
人事委員会	1	
監査委員	0	
労働委員会	0	
収用委員会	0	
海区漁業調整委員会	0	
内水面漁場管理委員会	0	
病院事業管理者	6	
地方独立行政法人鳥取県産業技術センター	0	
鳥取県住宅供給公社	0	
鳥取県土地開発公社	0	
合 計	276	

(注) 1の請求件数欄の件数と2の合計欄の件数が異なるのは、1件の請求が2つ以上の部局にまたがるものがあるからである。

### 3 不服申立ての件数及び処理状況

(件)

件 数	処 理 状 況								
	鳥取県情報公開審議会			不服申立てに対する決定等					
	諮 問	審 議 中	答 申	認 容	一 部 認 容	棄 却	却 下	検 討 中	取 下 げ
1	1	0	0	0	0	0	0	0	0

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定に基づき、平成23年度鳥取県毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成23年5月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 試験の日時

平成23年8月22日（月） 午前10時50分から午後2時30分まで

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎 第22会議室

3 試験の種類

一般毒物劇物取扱者試験、農業用品目毒物劇物取扱者試験及び特定品目毒物劇物取扱者試験（毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）附則第3項に規定する内燃機関用メタノールに係るものを除く。）

4 試験の方法

(1) 筆記試験

ア 毒物及び劇物に関する法規

イ 基礎化学

ウ 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法

(2) 実地試験

毒物及び劇物の識別及び取扱方法（記述式による。）

なお、上記(1)ウ及び(2)の毒物及び劇物は、農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては同令別表第2に掲げる劇物に限る。

5 受験手続

(1) 書類の提出先

ア 県内居住者 東部総合事務所、中部総合事務所又は西部総合事務所のうち、最寄りの総合事務所の福祉保健局

イ 県外居住者 鳥取県福祉保健部医療指導課（〒680-8570鳥取市東町一丁目220）

(2) 提出書類

ア 受験願書（9に掲げる問合せ先において配布するものによること。）

イ 履歴書（アとともに配布するものによること。）

ウ 写真（出願前6月以内に無帽で正面から上半身を撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルの大きさのものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。）

エ 受験票（アとともに配布するものによること。）

(3) 受験に関する書類の受付の期間及び時間

平成23年6月20日（月）から同年7月1日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで。

なお、郵送の場合は、平成23年7月1日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(4) その他

視覚、聴覚、音声又は言語機能に障害を有する者が受験を希望する場合は、受験の際にその障害の状態に応じた必要な措置を講ずる用意があるので、願書の提出までに鳥取県福祉保健部医療指導課にその旨を申し出ること。

6 受験手数料及び納付方法

受験手数料は10,500円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

なお、既に納付された受験手数料は、返還しない。

7 受験票の交付

受験票については、平成23年8月5日（金）までに鳥取県福祉保健部医療指導課から本人あてに送付する。

#### 8 合格者の発表等

(1) 合格者の受験番号を、平成23年9月22日（木）午前9時に鳥取県庁並びに東部総合事務所、中部総合事務所及び西部総合事務所の福祉保健局に掲示し、並びに鳥取県ホームページに掲載するとともに、合格者には合格証を交付する。

#### (2) 試験結果の開示

この試験の得点については、口頭により開示を請求することができる。この場合において、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格発表日から1月が経過する日までの間に、鳥取県福祉保健部医療指導課に受験票又は運転免許証等の本人であることを確認できるものを持参の上、その旨を申し出ること。

#### 9 その他

この試験に関し不明なことは、次に問い合わせること。

鳥取県福祉保健部医療指導課（電話 0857-26-7203、ファクシミリ 0857-21-3048）

東部総合事務所福祉保健局（電話 0857-22-5691）

中部総合事務所福祉保健局（電話 0858-23-3144）

西部総合事務所福祉保健局（電話 0859-31-9316）